

生活習慣病予防に関する啓発動画作成業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

本要項は、生活習慣病予防に関する啓発動画作成業務委託を行うにあたり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制及び実績をもった業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

1 業務の概要

(1) 委託業務名

生活習慣病予防に関する啓発動画作成業務委託

(2) 業務内容

仕様書のとおり。

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額

1,433,300円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とし、提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

2 応募資格

業務の実施に必要な能力を有するもので、以下の要件をすべて満たす者(複数業者による連合体「コンソーシアム」で提案する場合、下記(1)～(12)の要件についてはそのいずれもが、(13)の要件については代表者のみが該当すること。)

(1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登録されている者、または、名簿に登録されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

イ 国税及び地方税の納税証明書(非課税の場合は、これに代わる書類)

ウ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しないものであること。

(3) 尼崎市において地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による入札参加資格の制限を受けていないものであること。

(4) 本市の入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

(6) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと。

(7) 法令等に違反していないこと。

(8) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きを行っている事業者ではないこと。

- (9) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体ではないこと。
- (10) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）ではないこと。
- (11) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- (12) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市民税等を滞納している団体ではないこと、かつ代表者がこれらの税金を滞納している団体ではないこと、個人においてもこれらの税金を滞納していないこと。
- (13) 地方自治体や法人等において、本委託業務と同等または類似した業務を履行した実績があること。

3 応募者の失格

応募者が次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は失格とする。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載または重大な誤りがある場合
- (3) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと本市が判断した場合

4 スケジュール（予定）

項目	日程
募集要項の公表	令和 7 年 7 月 7 日(月)
質問票の受付期限	令和 7 年 7 月 16 日(水) 午後 5 時まで
質問の回答	令和 7 年 7 月 22 日(火)までに本市ホームページ上に掲載する。
参加表明書等の提出期限	令和 7 年 7 月 29 日(火) 午後 5 時まで
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 8 月 5 日(火) 午後 5 時まで
1 次選定（書類審査）	令和 7 年 8 月 8 日(金)
1 次選定結果決定・通知	令和 7 年 8 月 12 日(火)
2 次選定（プレゼンテーション）	令和 7 年 8 月中旬
審査結果の決定	手続き終了後速やかに

※プレゼンテーションの実施日については、別途調整し通知する。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

「質問票」（様式 1）に質問事項を記入の上、件名は「プロポーザル質問 ○○○（法人名）」と入力した上で電子メールにより提出すること。（来庁、電話等による質問は受け付けない。）電子

メールの到達を電話で健康支援推進担当に確認すること。

(2) 質問期限

令和7年7月16日(水)午後5時まで。

(3) 質問先

尼崎市 保健局 健康増進担当(部) 健康支援推進担当(課)

メールアドレス: ama-kenkoshien@city.amagasaki.hyogo.jp

(到着確認電話番号: 06-6435-8967)

(4) 回答

質問に対する回答は、質問内容と合わせて、質問者名等をふせて本市のホームページ(本要項を掲載している画面と同一画面上)にて公表する。

(5) 留意事項

ア 選定基準等に関する質問は一切回答しない。

イ 質問事項の記入の際は、本業務の募集要項・仕様書等の該当箇所が分かるように記載すること。

6 応募方法

(1) 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加表明書を提出すること。

ア 提出物

参加表明書(様式2)

イ 提出方法

「参加表明書」(様式2)を記入の上、件名は「参加表明書 ○○○(法人名)」と入力した上で電子メールにより提出すること。電子メールの到達を電話で健康支援推進担当に確認すること。

ウ 提出先

尼崎市 保健局 健康増進担当(部) 健康支援推進担当(課)

メールアドレス: ama-kenkoshien@city.amagasaki.hyogo.jp

(到着確認電話番号: 06-6435-8967)

エ 提出期限

令和7年7月29日(火) 午後5時00分まで必着

(2) 企画提案書等の提出

評価対象となる企画提案書などの書類は、次のとおり作成し、5部(正本1部、副本4部)を提出すること。

ア 提出物

(ア) 企画提案書(様式任意)

a 様式・体裁

A4サイズ、横書き、両面印刷、表紙・企画提案作品の内容を含め30ページ以内。

なお、用紙方向は統一し、ホッチキス留めすること。

表紙には標題「生活習慣病予防に関する啓発動画作成業務企画提案書」及び事業者

名を記載すること。

b 記載・画像内容等

業務の実施体制・具体的な取組手法・制作スケジュール、作品の企画意図・構成・デザインの狙いや考え方、視聴者の関心を高めるためのアイデア（過去に作成した動画により提案することも可能。）等を記載するとともに、企画提案作品を作成し、受託した場合に作成する動画の構成や展開について、提案内容を具現化して示すこと。

企画提案作品の表現方法については、絵コンテや画像、動画など方法を問わないが、企画提案書にその趣旨がわかるように記載すること。

プレゼンテーションにおいて過去に作成した動画や企画提案作品の動画を放映する場合は、その旨を企画提案書に明記すること。また、その動画データを提出書類とともに DVD で 1 部提出すること。なお放映する時間は 20 分間のプレゼンテーション時間に含まれる。

企画提案書の内容については、選定基準に基づきプレゼンテーション時の説明も踏まえたうえで評価を行うため、「評価項目」の欄に記載のある内容については、「評価の視点」の欄の内容を踏まえ、必ず企画提案書で触れること。

c 留意事項

企画提案書・企画提案作品の作成にあたっては、次の点に特に留意すること。

- (a) 受託した場合に作成する動画は主にアニメーションを使用することとし、事業者独自の知見やアイデアを活用し、視聴者の興味関心を抱かせるような構成とすること。
- (b) d 参考資料などを参照し、本市の計画や国や関係庁等が公的に示すガイドライン等の科学的知見に基づく情報によって作成すること。
- (c) 企画提案作品は全ての視聴者が理解できるよう「やさしい日本語」を用いること。受託した場合に作成する動画には全編字幕やテロップが必要であるため、企画提案作品においても字幕等の表示位置や文字サイズがわかるよう表現すること。
- (d) その他、生活習慣病予防に関する啓発動画作成業務委託仕様書を踏まえた内容とすること。

d 参考資料

- ・ 第4次地域いきいき健康プランあまがさき
- ・ 第3期尼崎市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）
- ・ 厚生労働省『健康づくりのための睡眠ガイド2023』
- ・ 文部科学省『学習指導要領』

(イ) 見積書（様式任意）

見積金額（消費税及び地方消費税を除く）、消費税相当額、総額（消費税相当額を含む）を記載し、「1 業務の概要」に記載する提案上限額以下の金額で提示すること。

当委託業務に係る事業費の積算内訳を記載すること。

(ウ) 自治体から動画作成に関する業務の受託・従事実績（様式3）

- ・ 過去10年間（平成28年度から令和7年度）に事業者が受託、業務主任担当者が従

事した実績（委託省庁・自治体名、業務名、業務内容の概要、受託年度）を記載すること。

- ・ 記載した業務を受託した実績があることを確認できる書類も併せて提出すること。

(エ) 業務従事者一覧（様式4）

業務を受託した場合の従事者について記載すること。

イ 提出方法

郵送、または持参により提出すること。なお、持参の場合は電話で必ず前日までに事前予約することとし、郵送の場合は電話で到着確認を行うこと。

提出先：〒660-0052

兵庫県尼崎市七松町1丁目3番1-502号 フェスタ立花南館5階

健康支援推進担当 宛て

持参の場合の受付時間…受付期間中の平日の午前9時から午後5時まで。

ウ 提出期限

令和7年8月5日(火) 午後5時まで必着。

エ 提出部数

正本1部と副本4部の合計5部提出すること。

プレゼンテーションで動画を放映する場合はDVD1部を合わせて提出すること。

※ 正本には、必要箇所に印鑑を押印すること。また、副本については正本の写しとして4部提出すること。（正本と内容に相違がないか確認の上、提出すること。）

オ コンソーシアムで提案する場合

コンソーシアムで提案する場合、ア 提出物のほかに以下の書類を提出すること。

(ア) 複数業者で共同提案するときは、全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。また、代表者は、「共同事業体構成表」（様式5）を提出すること。

(イ) 代表者とはならない提案者にあたっては、代表者へ本委託業務に関する応募及び契約締結に関する一切の権限を委任している旨が記載されている「共同事業体委任状」（様式6）を提出すること。

カ 応募の辞退について

応募書類を提出後に、応募者の事情により辞退する場合は、必要事項を記入し押印の上、参加辞退届（様式7）を提出すること。

7 選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

ア 1次選定（書類審査）

応募者数が4者を超えた場合は、健康支援推進担当（課）において1次選定を実施し、企画提案書の内容を書類審査し、上位4者を選定する。なお、応募者が4者に満たない場合でも、提出書類に不備等があった場合及び見積金額が委託上限額を超えた場合には失格とする。

(ア) 実施予定日

令和7年8月8日(金)

(イ) 結果通知

応募者全員に選定結果を令和7年8月12日(火)に電子メールで通知する。

イ 2次選定（プレゼンテーション、質疑応答）

1次選定入選者によるプレゼンテーションを実施し、「生活習慣病予防に関する動画作成業務委託候補者選定会議」（以下、「選定会議」という。）において、企画提案書の内容と併せて総合的に評価し契約候補者を選定する。なお、プレゼンテーションに参加しない場合は、企画提案書を提出していても選定の対象外となる。

(ア) 実施予定日・場所

令和7年8月中旬に尼崎市保健所で実施する予定である。日時・開催場所等の詳細は、1次選定結果の通知とともに、電子メールで通知する。

(イ) 実施時間

1者につき40分程度を予定しており、事業者からの20分以内の企画提案内容の説明を実施後、20分程度の質疑応答を行う。説明時間が20分間に達した場合には、説明途中であったとしても説明を止めること。

(ウ) プレゼンテーションの方法

原則、提出した企画提案書に基づき説明を行う。また、パワーポイント等での説明や作成した動画の放映を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類提出時にその旨を申し出なければならない。なお、その場合、モニター(65インチ)及びHDMIケーブルは市で当日用意するが、応募者においてその他パソコン等の必要な機器を持参すること。

選定委員の疑問への回答についてはプレゼンテーションの場における受け答えのみとし、後日の回答や回答の訂正は認めない。

(エ) 出席者

プレゼンテーションへの出席者は3名以内とし、主にプレゼンテーションを行う者は業務従事者とすること。

(オ) 結果通知

選定結果については、後日、電子メールにて通知するとともに、受託候補者名と得点数については、選定後速やかに本市ホームページで公表することとする。なお、選定結果に関する質問は一切受け付けない。

(2) 選定基準

以下の項目により評価する。

ア 事業者の実績等提出書類による審査（配点15点）

評価項目	評価の視点
自治体からの業務の受託実績	自治体から動画作成業務を受託した経験を有しているか。
業務遂行のための人員	各担当者の役割分担が明確となっているか。
提案書の評価	企画提案書が仕様書の内容を理解の上作成されているか。
市内貢献による加点措	市内事業者（尼崎市内に本社や本店等がある場合）の場合6

置	点、準市内事業者（尼崎市内に支店や営業所等がある場合）の場合4点を「市内貢献」として加点する。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれかが市内事業者又は準市内事業者である場合においても、上記と同様に加点する。
---	---

イ 企画提案書等の内容（配点75点）

評価項目	評価の視点
提案書の評価	提案内容が仕様書の内容を的確に反映しているか。
	提案内容が具体的で実現性が確保されているか。
	提案内容に事業者の独自のユニークな視点・斬新なアイデアが含まれているか。
企画提案作品の評価	動画のテーマを明確に伝える作品となっているか。
	企画提案作品に人権への配慮が含まれているか。

ウ プレゼンテーションの様子：10点満点

評価項目	評価の視点
説明能力	わかりやすく説得力のある説明がなされたか。
取組意欲・姿勢	質問への回答に前向きな回答ができているか。

8 契約の締結

- (1) 選定の結果、評価点の合計が最も高い応募者を契約候補者として選定する。ただし、最高得点の候補者が複数あった場合には、選定会議において協議を行い、選定する。
- (2) 応募者が1者の場合であっても、選定会議を行うものとし、総得点数が満点の60%以上の場合にその応募者を契約候補者として選定する。
- (3) 選定後、契約候補者は尼崎市と委託業務について、業務内容、履行方法、支払方法などについて調整・協議した後、尼崎市が作成する契約書によって契約を締結する。
- (4) 企画提案書に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映する。ただし、契約締結段階において、契約候補者との協議により、必要に応じて項目の追加、変更及び削除を行うことがある。
- (5) 何らかの理由で契約候補者との契約が不可能となった場合は、次点候補者から繰り上げて交渉を行うことがある。
- (6) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。
- (7) 受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任または請け負わせることはできない。

9 人権尊重の取組の推進

応募者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で 互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあつては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラ

イン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めること。

10 その他留意事項

- (1) この募集に伴い、要する費用については、すべて事業者の負担とする。
- (2) 応募者は、複数の申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (3) 郵便や電子メールなどに関する通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- (4) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しない。
- (5) 提出された企画提案書の著作権は、提出した応募者に帰属することとする。
- (6) 企画提案書等応募書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負うものとする。
- (7) 企画提案書等応募書類は、契約候補者の選定以外では提出した応募者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (8) 提出期限以降における企画提案書等応募書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (9) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (10) 提出された企画提案書等応募書類は、尼崎市情報公開条例(平成16年条例第47号)に基づく情報公開請求の対象となる。
- (11) 選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (12) 本業務受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。
- (13) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、応募者に対して本市は一切の責任を負わないものとする。
- (14) 応募者は、応募申込書の提出をもって、本要項の記載内容に同意したものとする。

11 連絡先

住所 〒660-0052
兵庫県尼崎市七松町1丁目3番1-502号フェスタ立花南館5階
担当部署 尼崎市 保健局 健康増進担当 健康支援推進担当
担当 安部、畠山、真砂
電話番号 06-6435-8967
E-mail ama-kenkoshien@city.amagasaki.hyogo.jp